

SEGES「つくる緑」募集要項

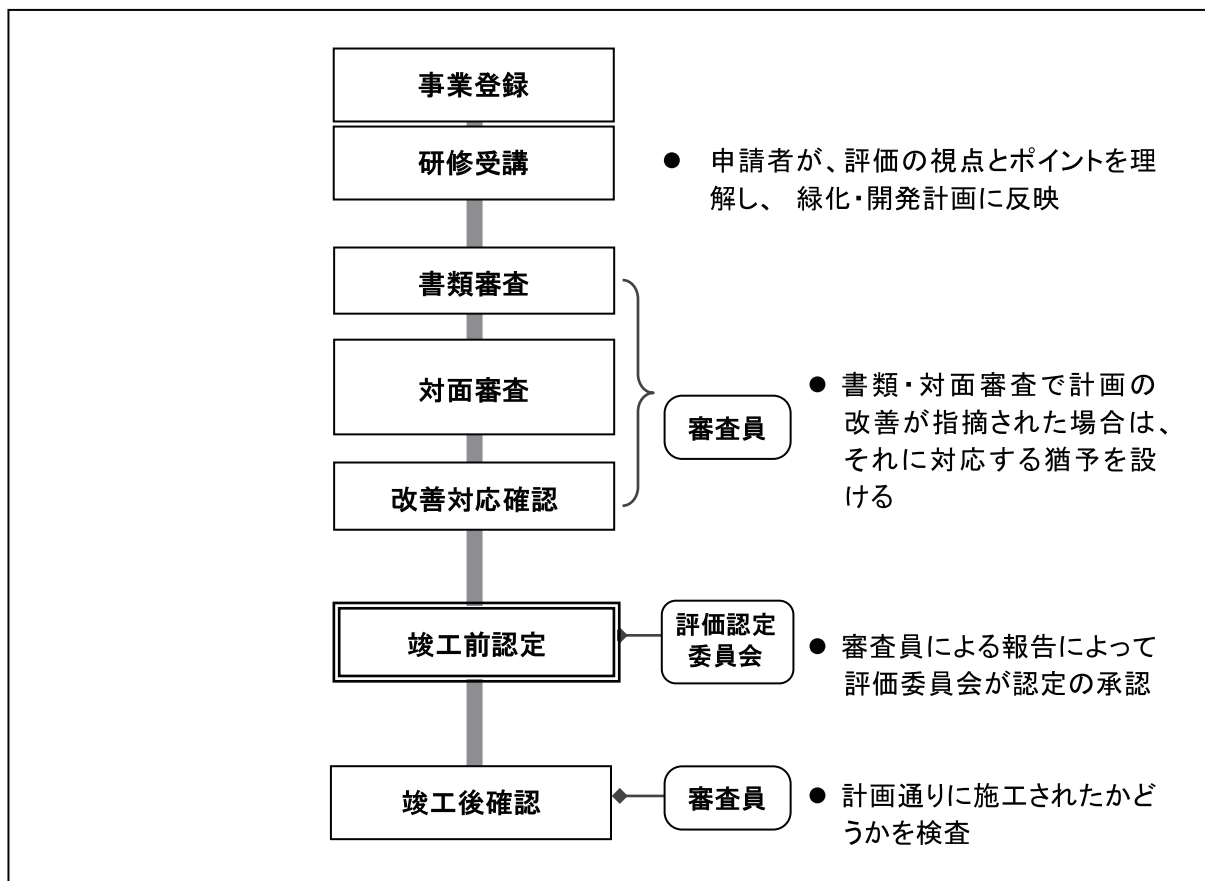
◆ 評価の対象

- 概ね 3,000 m²以上の敷地での開発や建築等において緑地の保全・創出により社会や環境への貢献を目指す事業、及び、その事業者が対象。
- 上記事業の開発段階(計画・設計・施工)にあるもの。
- 開発や建築物の用途や、建築主が民間・公共であるか等の別は問わない。
- 事業工期を分割する場合、各事業工期における審査も可能とする。
- 建築物の場合、新築・増改築の別は問わない。

◆ 申込方法

SEGES事務局まで電話またはメールでお問い合わせください。「審査・認定マニュアル」を送付のうえ、審査対象物件の事業進捗に合わせ、審査の進め方についてご相談させていただきます。

◆ 審査・認定の流れ



◆ 審査項目

原理	原則
I. 土地と地域の潜在的価値の尊重 対象地の自然性と歴史・文化性を尊重、計画に反映しているかを審査	第1原則：土地と地域の潜在的価値の把握 (構想段階相当:事業目的)
	第2原則：土地と地域の潜在的価値の保全と利用 (計画段階相当:事業目標)
	第3原則：緑地に関するコンプライアンス
II. 緑地マネジメント 事業者が、開発事業完了まで、更に完了後まで、良好な緑地環境を担保できるような仕組みを確立しているか	第4原則：緑地整備マネジメントシステムの確立 (実行計画段階:事業プロセス)
	第5原則：緑地管理マネジメントシステムの確立
	第6原則：緑地に関するコミュニケーションの実施
III. 緑地機能の発揮 緑地でどれだけの環境貢献機能を発揮させようとしているか	第7原則：存在機能の発揮(気象緩和機能、水循環機能)
	第8原則：連繋機能の発揮(景観形成機能、地域生態系機能、風環境調整機能)
	第9原則：利用機能の発揮(動線機能、レクリエーション機能)

◆ 審査・認定・登録のための費用

事業規模 (敷地面積)	金額	消費税	計
20,000 m ² 未満	700,000	56,000	756,000
20,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	800,000	64,000	864,000
30,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	900,000	72,000	972,000
50,000 m ² 以上	1,100,000	88,000	1,188,000

※ 竣工後確認の現地踏査時審査員交通・宿泊費 実費 (2名分)が、別途必要です。

◆ 認定証の発行

認定された際に、認定証を発行するとともに、認定ラベル(ロゴマーク)をお渡します。

●SEGES 認定・募集についてのお問い合わせは

公益財団法人都市緑化機構 内 SEGES(シージェス)事務局 担当 菊池・柳本

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-2-4 田村ビル2階

TEL:03-5216-7191 FAX:03-5216-7195

○homepage:<https://seges.jp/>

e-mail : midori.info@urbangreen.or.jp